

別表 配分基礎単価
(介護基盤整備事業補助金)

(1)地域密着型サービス等整備助成事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・小規模な介護老人保健施設	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数	
・小規模な介護医療院	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	<u>3,190</u> 千円	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	<u>2,390</u> 千円	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	15,000～ <u>44,700</u> 千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>44,700</u> 千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	<u>7,900</u> 千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>44,700</u> 千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	<u>16,000</u> 千円	施設数	
・介護予防拠点	<u>11,900</u> 千円	施設数	
・地域包括支援センター	<u>1,600</u> 千円	施設数	
・生活支援ハウス	<u>47,500</u> 千円	施設数	
・緊急ショートステイの整備	<u>1,600</u> 千円	整備床数	
・施設内保育施設	<u>16,000</u> 千円	施設数	
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数	
介護施設等の合築等			
・別記の2（1）アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
・認知症高齢者グループホーム	<u>11,900</u> 千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			

介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
・特別養護老人ホーム		1,510千円	定員数
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・養護老人ホーム			
・軽費老人ホーム			
災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,960千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。	
・介護老人保健施設	25,000～74,600千円	施設数	
・介護医療院	25,000～74,600千円	施設数	
・養護老人ホーム	3,190千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。	
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,960千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。	
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,960千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。	
災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,960千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。	
・介護老人保健施設	25,000～74,600千円	施設数	
・介護医療院	25,000～74,600千円	施設数	
・養護老人ホーム	3,190千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。	
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,960千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。	
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,960千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。	

都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業			※以下の範囲で都道府県知事が定める額 ※中核市又は人口20万人以上の市において実施する場合は、それぞれ下記の配分基礎単価に1.05を乗じた額
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数	
・介護老人保健施設	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数	
・介護医療院	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数	
・養護老人ホーム	<u>3,190</u> 千円	整備床数	
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数	
・有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数	
中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業			※以下の範囲で都道府県知事が定める額
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数	
・小規模な介護老人保健施設	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数	
・小規模な介護医療院	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	<u>3,190</u> 千円	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	<u>2,390</u> 千円	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	15,000～ <u>44,700</u> 千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>44,700</u> 千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	<u>7,900</u> 千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>44,700</u> 千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	<u>16,000</u> 千円	施設数	
・介護予防拠点	<u>11,900</u> 千円	施設数	
・地域包括支援センター	<u>1,600</u> 千円	施設数	
・生活支援ハウス	<u>47,500</u> 千円	施設数	
・緊急ショートステイの整備	<u>1,600</u> 千円	整備床数	
・施設内保育施設	<u>16,000</u> 千円	施設数	
・小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数	
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数	
・介護老人保健施設	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数	
・介護医療院	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数	
・養護老人ホーム	<u>3,190</u> 千円	整備床数	

・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数
・有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数
空き家を活用した整備※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額		
・認知症高齢者グループホーム	<u>11,900</u> 千円	施設数
・小規模多機能型居宅介護事業所		
・看護小規模多機能型居宅介護事業所		
・認知症対応型デイサービスセンター		
介護施設等の集約・再編支援事業 ※以下の範囲で都道府県知事が定める額 ※中核市又は人口20万人以上の市において実施する場合は、それぞれ下記の配分基礎単価に1.05を乗じた額		
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数
・小規模な介護老人保健施設	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数
・小規模な介護医療院	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数
・小規模な養護老人ホーム	<u>3,190</u> 千円	整備床数
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数
・都市型軽費老人ホーム	<u>2,390</u> 千円	整備床数
・認知症高齢者グループホーム	15,000～ <u>44,700</u> 千円	施設数
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>44,700</u> 千円	施設数
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	<u>7,900</u> 千円	施設数
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>44,700</u> 千円	施設数
・認知症対応型デイサービスセンター	<u>16,000</u> 千円	施設数
・介護予防拠点	<u>11,900</u> 千円	施設数
・地域包括支援センター	<u>1,600</u> 千円	施設数
・生活支援ハウス	<u>47,500</u> 千円	施設数
・緊急ショートステイの整備	<u>1,600</u> 千円	整備床数
・施設内保育施設	<u>16,000</u> 千円	施設数
・小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数

36

・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数
・介護老人保健施設	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数
・介護医療院	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数
・養護老人ホーム	<u>3,190</u> 千円	整備床数
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数
・有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数
介護施設等の合築等		
・別記の２（１）アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる
空き家を活用した整備※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額		
・認知症高齢者グループホーム	<u>11,900</u> 千円	施設数
・小規模多機能型居宅介護事業所		
・看護小規模多機能型居宅介護事業所		
・認知症対応型デイサービスセンター		

注）施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

(2)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修※			特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
※以下の範囲で都道府県知事が定める額			
「個室 → ユニット化」改修	1,600千円	整備床数	
「多床室（ユニット型個室的多床室を含む）→ ユニット化」改修	3,190千円		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修	976千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
介護施設等の看取り環境の整備※			特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）
※以下の範囲で都道府県知事が定める額			
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,670千円	施設数	
共生サービス事業所の整備※			事業所数
※以下の範囲で都道府県知事が定める額			
・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,390千円		

注) いずれの事業の顔御施設等も、定員規模は問わない。

(3)民有地マッチング事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
民有地マッチング事業※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
・土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	7,470千円	自治体	民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
・整備候補地等の確保支援	6,110千円	自治体	
・地域連携コーディネーターの配置支援	5,970千円	1 か所	

注) 介護施設等とは、介護施設開設準備経費助成事業実施要綱2の (2) 定期借地権設定のため一時金の支援事業の対象施設をいう。

(4)介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 補助率
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	5,760千円	1施設1台 (過去に補助を受けた施設については、本事業の補助対象としない。)	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業				
・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,340千円	1 か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3
・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	7,990千円	1 か所		1/3
・家族面会室の整備等経費支援	4,670千円	施設・事業所		1/3

介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	1,320千円	定員数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3
-----------------------------	---------	-----	---	-----

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

(5)介護職員の宿舎施設整備事業

1 区 分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業			
・ 特別養護老人ホーム	介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の該当建築面積を基準面積とする。	1/3	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同様と認められる購入費用等を含む。
・ 介護老人保健施設			
・ 介護医療院			
・ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・ 認知症高齢者グループホーム			
・ 小規模多機能型居宅介護事業所			
・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。